

令和元年度

東広島市板城西財産区特別会計

歳入歳出決算審査意見書

東広島市監査委員

東 広 監 委 第 2 5 号

令 和 2 年 9 月 2 3 日

東 広 島 市 長 高 垣 廣 徳 様

東 広 島 市 監 査 委 員 水 戸 晃

同 重 河 格

同 加 藤 祥 一

決 算 審 査 意 見 に つ い て

地 方 自 治 法 第 2 3 3 条 第 2 項 の 規 定 に よ り、 審 査 に 付 さ れ た 令 和 元 年 度 東 広 島 市 板 城 西 財 産 区 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 及 び そ の 他 政 令 で 定 め ら れ た 書 類 に つ い て 審 査 を 終 了 し た の で、 次 の と お り 意 見 を 提 出 す る。

# 決 算 審 査 意 見

## 第1 審査の対象

令和元年度東広島市板城西財産区特別会計歳入歳出決算

令和元年度東広島市板城西財産区特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算  
事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

## 第2 審査の期間

令和2年8月25日から令和2年9月14日まで

## 第3 審査の着眼点

上記の歳入歳出決算書及びその附属書類は法令に適合して作成されている  
か、計数は正確であるか、かつ、予算の執行は適正であるか。

## 第4 審査の実施内容

市長から送付された歳入歳出決算書及びその附属書類の内容を関係諸帳簿  
及び証書類等と照合することにより審査した。また、予算の執行状況につい  
ては、例月出納検査の結果等を参考とし、必要に応じて関係職員から説明を  
聴取した。

## 第5 審査の結果

東広島市監査委員監査基準に準拠し、第1から第4に掲げる事項のとおり  
審査した限りにおいて、歳入歳出決算書及びその附属書類は、いずれも法令  
に適合して作成されており、かつ、それらの計数は関係諸帳簿等と符合し、  
正確であるとともに、予算の執行はおおむね適正であることを認めた。

決算収支は、歳入総額 2373万円、歳出総額 1250万円で、歳入歳出差引額  
1123万円は翌年度へ繰り越している。

歳入の内訳は、県支出金 182万円、市支出金 60万円、財産収入 1271万円、  
繰越金 820万円、諸収入 41万円であり、歳出の内訳は、議会費 96万円、総  
務費 408万円、諸支出金 746万円である。

なお、財産の状況は次のとおりである。

## 財産の状況表

区 分	令和元年度末 現 在 高	平成30年度末 現 在 高	増 減
土 地 (山林を除く)	万 m <sup>2</sup> 1 0502	万 m <sup>2</sup> 1 0502	万 m <sup>2</sup> 0
山 林	162 6282	162 6282	0
物 品	点 1	点 1	点 0
基 金	億 万円 9000	億 万円 9000	億 万円 0
現 金	9000	9000	0

注) 1 金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満は四捨五入した。したがって、合計額と内訳の計が一致しないことがある。

注) 2 面積は、原則として表示単位未満は四捨五入した。

注) 3 基金の年度末現在高は、出納整理期間中の積立て又は取崩しを整理した出納閉鎖期日における基金の現在高である。

## 第6 ちすび

当年度の決算状況は、以上のとおりである。なお、経常経費については、引き続き効果的な執行に努めていただきたい。